

## 「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」の方向性

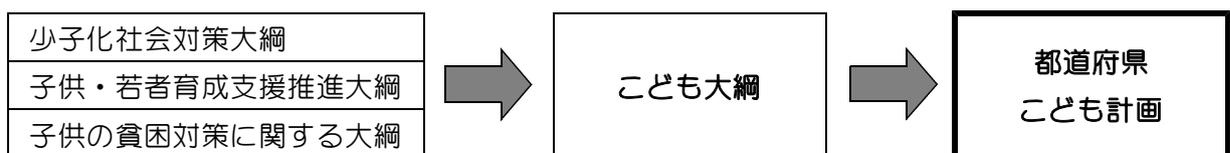
### 1 方向性

次期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」（以下「子ども未来づくり計画」という。）については、こども大綱を勘案しつつ、北海道青少年健全育成基本計画及び北海道子どもの貧困対策推進計画を統合し、一つの計画にすることとしており、本審議会での議論を深めながら、策定作業を進めていく。

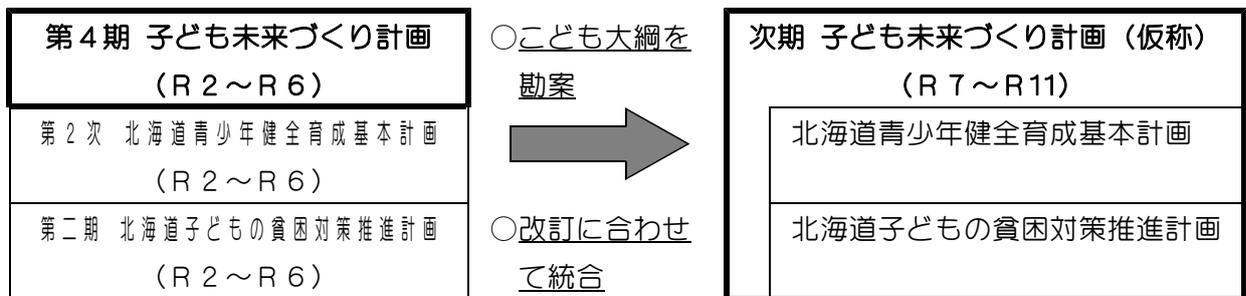
### 2 「こども大綱」

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱の一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたもの。

なお、こども基本法第10条において、「都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（都道府県こども計画）を定めるよう努めるものとする。」とされている。



### 3 次期「子ども未来づくり計画（仮称）」のイメージ



※「第4期子ども未来づくり計画」は、次の5つの計画を包含

- 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画
- 母子保健計画
- 子ども・子育て支援事業支援計画
- 母子家庭等自立促進計画
- 社会的養育推進計画

### 4 当面のスケジュール（案）

令和6年4月～ 新たな審議会の設置

5月～ 審議会の開催、部会の設置

審議会等において、次期計画策定等に向けた協議